

戦後史の空間

磯田光一



新潮選書

われわれが『戦後』の一時期を、ノスタルジアをもって想起するようになったのは、いつごろからであろうか。そういう感覚が生れたのは、『戦後』が『歴史』の一部になったからである。それはまた、かつて見えにくかったものが、次第に見えるようになった時代の到来をも意味する。文学作品を通じて、『戦後』という時代の内側と外側とを復元しながら、時代そのものを対象化しようとした一つの試みが本書である。

著者

戦後史の空間

磯田光一

新潮選書



せんごし ぐうかん
戦後史の空間 <新潮選書>

© Koichi Isoda Printed in Japan, 1983

昭和五十八年三月二十日 発行
昭和五十八年六月五日 六刷

定価八八〇円

著 者 磯田 光一

発 行 者 佐藤 亮一

印 刷 三晃印刷株式会社

製 本 植木製本株式会社

〒162 東京都新宿区矢来町七十一

発 行 所 株式会社 新潮社

電話業務部(03)二六六一五一一
編集部(03)二六六一五四一一

振替 東京 四一八〇八番

(乱丁・落丁本は、御面倒ですが小社通信係宛御送付)
下さい。送料小社負担にてお取替えいたします。

ISBN4-10-600240-X C0395

戦後史の空間 目次

- 1 敗戦のイメージ 5
- 2 占領の二重構造 35
- 3 “家”の変容 63
- 4 転向の帰趨 91
- 5 性とそのタブー 117
- 6 六〇年安保 143
- 7 史観と歴史小説 167
- 8 住居感覚のディレンマ 191
- 9 “留学”の終焉 213
- 10 帰属願望の屈折 237
- 11 もう一つの“日本” 265

戦後史の空間

1

敗戦のイメージ

1

昭和二十年二月、本土空襲が次第に激しさを増しつつあったころ、大木惇夫編『ガダルカナル戦詩集』が毎日新聞社から刊行された。「前線にて一勇士の詠へる」という副題を表紙に刷った三十二頁の小冊子ではあったが、そのうちの一篇「妹に告ぐ」は、無名の兵士にとって戦争とは何であったかを、久しい歳月を隔てていまもなまなましく伝えてくれる。

汝が兄はここを墓とし定むれば、
はろばろと離れたる国なれど

妹よ、遠しとは汝は思ふまじ。

さらば告げむ、この島は海のはて
極れば燃ゆべき花も無し。

山青くよみの色、海青くよみのいろ。
火を噴けど、しかすがに青褪めし、

ここにして秘められし憤り。

のちの世に掘り出なば、汝は知らん、

あざやかに紅くれないの血のいろを。

妹よ、汝が兄の胸の血のいろを。

作者の吉田嘉七は大木惇夫に宛てた手紙に、「ただ一人にもせよ詩を書きながら戦っていた者があ
るという事を自ら些か誇り負う所もございます」と書き、大木は「吉田君はみずから生還を期し得な
いであろう」と書いていた。しかし吉田嘉七は九死に一生を得て生還することができたのである。そ
の生死を左右した運命の機微は、『戦艦大和ノ最期』の著者・吉田満や、特攻隊長として生死をはぐ
らかされた島尾敏雄の場合と、それほど異なったものではなかったであろう。書かずにはいられないこ
とだけを書いたという点では、右のような詩のうちにもまぎれない文学があった。

しかし戦中と戦後とを結ぶ一筋の糸のようなものを探ろうとするならば、商業文芸誌のうちでただ
一つだけ休刊していなかった雑誌として、ここで「文芸」に注目しなければならない。野田宇太郎の
編集による「文芸」（河出書房刊）の通巻八号は、昭和二十年六月初旬に編集を完了し、七・八月合併
号として校了になる寸前に敗戦をむかえ、島木健作の死（八月十七日）の記事を急いで「学芸彙報」欄
に組みこんだ異例の一冊になっているのである。しかも、裏表紙の内側に刷りこんだ「御挨拶」の執
筆日付が八月二十日であることを思うと、発売は九月に入ってから、すなわち占領下のことであった
と推測される。「新潮」も「改造」も「中央公論」も休刊を余儀なくされていた時代であるだけに、
一号のうちに戦中・戦後にまたがるものを荷ったこの一冊は、文芸雑誌が最後に守ろうとしたものが
何であったかを、低声で、しかも的確に語っているように思われる。その目次にはつぎのような作品
名がみえる。

日記抄

徳田秋声

遍歴の子

太田千鶴夫

松葉杖

直井潔

詩五篇

河井醉茗

*

すかんぼ

木下李太郎

馬籠(三)

菊池重三郎

笑ひ

柳田国男

飛行機雲(句)

瀧井孝作

*

音の各論(四)

露伴学人

鷗外の武士道小説

川田茂一

時代が時代であるから戦時色がまったくなかったわけではない。だが、ここにみられる露伴、秋声、本太郎らの名前は、時代全体の戦時色のうちに置いてみると、なにかホッとするものを感じさせる。ここで右の作品のうちから、瀧井孝作の「飛行機雲」をとりあげてみてもいい。

焦土にも何か芽ぐめる命かな

焼跡の地下に栖有春日さす

これは戦後の焼跡からの再生を詠んでいるのではない。三月十四日、すなわち東京大空襲の四日後の日付をもった句であることが大切なのである。敗色のいよいよ濃くなった戦争末期に、なおも平静な心を失っていないという勁さが、右の句の文学的な源泉にほかなるまい。

しかし人びとがそれぞれの想いをいだいて戦争末期の現実を生きていたとき、個人の実感のどこにいく国際政治の舞台では、戦争を終結に導くための方策がさまざまに練られていたのである。ここに戦後史の序章といふべき「ポツダム宣言」と、その受諾による日本の降伏のとらえ方の問題があらわれざるをえない。

2

昭和十八年に出された「カイロ宣言」はひとまずさし措くとして、「ポツダム宣言」に関して「無条件降伏」という語がはじめて新聞紙上にあらわれたのは、昭和二十年七月二十五日であった。「朝日新聞」では「対日共同宣言発表か」という予想記事に「日本の無条件降伏」および「対日無条件降伏」の二語がみえる。宣言内容の新聞発表は同月二十八日で、「朝日新聞」には「米英重慶、日本降伏の／最後条件を声明／三国共同の謀略放送」という見出しがあり、その条件の要旨として述べられていることのうちに、つぎのような一節がみられる。

日本政府は即刻全日本兵力の無条件降伏に署名なし、かつ適切なる保障をなすこと、然らざるに
おいては直ちに徹底的破壊を齎すべきこと

(傍点・磯田)

日本の降伏を「条件降伏」とみるか「無条件降伏」とみるかについては、すでに江藤淳氏の問題提起と本多秋五氏との論争があったが、厳密な意味での決着はいまだついていないとはいえない。この問題は、個人の実感のどこかぬ領域のことであるとはいえ、文学史を含む歴史の記述にとってはもっとも基礎的かつ根本的な問題に属するので、問題の所在とその法的な輪郭だけはここで明らかにしておくかなければならない。

日本は「無条件降伏」したという従来の定見にたいして、江藤淳氏が「有条件降伏」論の根拠としているのは、「ポツダム宣言」第十三項の「日本国政府が直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ……」という一節、および田岡良一氏の「終戦後ノ日本ノ法的地位」(外務省外交文書、『終戦史録』別巻・北洋社刊所収)の次の一節である。

要スルニ、世上イフ所ノ「日本ノ無条件降伏」ハ「日本軍隊ノ無条件降伏」ニ外ナラズ。之ヲ日本ノ無条件降伏ト呼ブコトニヨツテ、日本ガ国家トシテ無条件降伏シタル如キ印象ヲ生ジ、之ヲ基礎トシテ日本ノ法的地位ヲ断定スルハ、正シキ方法ニ非ズトイフベシ。

ここにいう「無条件降伏」という用語が、ドイツの「無条件降伏」と対比して用いられている限りでは、田岡氏の所説は全面的に正しい。「ポツダム宣言」および日本の「降伏文書」を、ドイツの「無条件降伏」の形態と比較すれば、法的にいつても右の解釈以外のものを引き出すことはできない。しかし「無条件降伏」という用語を、日本の戦中・戦後史の文脈のうちで用いるとき、本多秋五氏が『無条件降伏』の意味(昭53・9「文芸」で述べていることも、一定の枠内では成立することを明らかにしておかなければなるまい。一定の枠内ではというのは、「カイロ宣言」に発端する政治過程と、

その国民心理への投影というべき領域においてであり、この問題はつぎの二つの局面をもっていると考えられる。

第一に、戦後の「常識」が「ポツダム宣言」と矛盾したものであらうと、占領軍の言論規制の結果であらうと、「常識」が「常識」として成立し、大多数の日本人がそれを信じていたことは、「事実」であるということである。「常識」の内容が錯誤を含むものであったとしても、その「錯誤」をこそ生きてしまった過程そのものまで虚偽と呼ぶことはできない。それを虚偽と呼ぶならば、同等の意味で、かつての戦争のスローガンを信じた戦時下の国民体験も虚偽と呼ばざるをえず、一時代の神話的な空間を正当に復元することはできない。降伏をめぐる「事実」の問題は、戦後史の認識そのものにかかわり正を要するが、「事実」の面からみて疑問のある「無条件降伏」という語が、戦後の心理的現実を反映したものであったという事実も、認めなければならないのである。

第二に本多秋五氏の立論が意味をもつ領域は、法の成立と運用にかかわる「政治過程」の領域だということである。昭和の法哲学の名著といえる尾高朝雄『法の窮極に在るもの』第四章に述べられているように、「政治」（当然「国際政治」を含む）は「法を作る力」であるとともに「法を動かす力」でもあり、さらに「法を破る力」としても発現する。「カイロ宣言」に発端した「無条件降伏」が「ポツダム宣言」の文面に落ちつく過程は「法を作る力」の発現過程である。ここまでは「政治過程」が優位に機能し、「法」（ポツダム宣言）は「政治過程」に規定される。しかし、ひとたび国際文書として成立した「ポツダム宣言」を日本が受諾し、降伏文書という国際協定書に調印すれば、そのときから「法」がすべての「政治過程」を相対化して優位に立つ。ここで本多氏のいう「大括弧」としての「政治過程」が「小括弧」に転化することに、本多氏はまったく気づいていない。九月六日付のアメリカ側の連合国最高司令官宛て文書の、

われわれと日本との関係は、契約的基礎の上に立っているのではなく、無条件降伏を基礎とするものである。

という記述は、本多秋五氏に近い側からみれば、前述の「法を動かす力」をアメリカが行使したことを意味し、江藤淳氏の立場からは、「法を破る力」の不当な発現とみえているはずである。右の通達を政令と解し、「ポツダム宣言」にもとづく日本の主権制限への、確認と補強の意思表示とみるかぎり、前者の立場は成立できる。しかし逆に「ポツダム宣言」の条項全体への新たな法的変更と解するならば、これは国際法への違反と断ぜざるをえない。この問題の争点は「契約的基礎」という概念をどの位相にあると考えるかに帰せられる。八月十一日付連合国側回答の主権制限条項とその行使に焦点をしばれば、占領下の政治過程は対等な「契約的基礎」にあるとはいえない。しかし「ポツダム宣言」の受諾と降伏文書の調印は、その内容のいかんにかかわらず、国際協定の締結という点に関しては、法的に対等の「契約的基礎」にあるという。なぜならいかなる強圧的な不平等条約も、それを締結する主体は法的に平等であると解されるからである。こうしてみえてくるならば、本多氏と江藤氏との対立は、「政治過程至上主義」と「法規範至上主義」との永久に交わることのない対立に帰せられる。日本の降伏をトータルにとらえようとするとき、法規範を第一に考えなければ本質がとらえられないのは当然としても、政治過程をはずしてしまうと歴史が書けないだけでなく、国民心理への「無条件降伏」の投影までつかみにくくなってしまいうちに、問題のむずかしさが存するのである。しかし問題はそれだけにとどまるものではない。日本の降伏が「有条件降伏」か「無条件降伏」かということについては、国際法の専門家の間にさえ予想以上の混乱が認められる。その過程をたどる

ことは、この問題の立論上の偏差から、戦後的な思考の型を抽出することにもなるのである。田岡良一氏とともに昭和の国際法学の第一人者というべき横田喜三郎氏は、その著『国際法』（改訂版、昭35・有斐閣刊）のなかで、なおもつぎのように書いているからである。

第二次世界大戦では、ドイツや日本の無条件降伏で軍事行動が中止された。これはいままでの休戦に相当するものである。ただ、休戦は、交戦国の間の対等な合意で、条約の性質をもつものであるが、無条件降伏は、戦勝国が命令し、戦敗国が服従する関係に立つもので、対等な合意ではなく、条約の性質をもたない。

これははたして「重大な事実誤認」であろうか。ところが一方的にそうとはいいきれないところに、問題のむずかしさがあるわけである。というのは、従来の国際法学では、「戦争の終了」は「講和」によって行われるものとされ、「休戦」はその予備段階にあたる。したがって「ポツダム宣言」の受諾は法的には「休戦」であって「終戦」ではない。そしてわれわれが「戦後」と呼ぶ占領下は、法的には「戦後」ではなく「全日本国軍隊」の「無条件降伏」下の「戦時」に該当する。田岡良一氏も「戦争の終了」については、同一の見解をとっていることは、『国際法』（昭25・勁草書房刊）およびその後の著書によって明らかである。

「無条件降伏」問題が、国際法学界に混乱をよびおこしていたからといって、われわれは専門家を笑うことはできない。「戦争の終了」が右に述べたように定義されていたのは、従来の戦争では概して「休戦」と「講和」との時間的な隔たりが少ないので、「休戦」は「講和」ほど大きな意味をもつことがなかった。ところが第二次大戦後に現実と法理論との間にギャップを生じ、従来の「休戦」にあた